

「GO TO トラベル」長崎県観光デジタルマーケティング業務委託 プロポーザル方式業者選定要領

この要領は、標記業務のプロポーザルに参加しようとする者（以下「提案者」という）が留意すべき事項について定めたものであり、提案者は以下の事項を了知し、企画提案書を提出するものとする。

1. 目的

全国的に展開される国の大型観光キャンペーン「GO TO トラベル」と連動し、本県の魅力を紹介したプロモーション動画等を制作し、インターネット等を通じデジタルプロモーションを行うことにより本県への誘客促進を図る。また、デジタルプロモーションを実施したことで本県への関心や旅行意欲の向上などどのような効果があったか検証し、広告効果の見える化を図ることで今後につなげる。

2. 業務の概要

(1) 業務の内容

別添、「GO TO トラベル」長崎県デジタルマーケティング業務仕様書のとおり。

(2) 履行期間

契約締結日から令和3年3月31日（水）まで。

(3) 予算額

102,542,000円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む）

3. 参加資格

(1) 本業務に関するプロポーザルに参加できるのは、以下の①～⑦の全ての要件をみたしている者とする。

①本事業の趣旨に沿った事業内容を企画し、運営する能力を有する法人であること。

②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

③長崎県から指名停止又は指名除外措置を受けていない者であること。

④取引銀行において不渡り手形及び不渡り小切手を出していない者であること。

⑤会社法に基づく清算の開始、破産法に基づく破産申し立て、会社更生法に基づく更生手続開始申し立て、民事再生法に基づく再生手続き申し立てがなされていない者であること。

⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づく暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

⑦国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。

(2) 上記(1)を満たす1事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とするが、その場合は代表事業者が上記(1)の全てを満たし、且つ、構成事業者が上記(1)の②～⑦を満たさなければならない。

4. プロポーザル実施の手続き

(1) スケジュール

- | | |
|-------------|-------------------------|
| ①公募開始 | 令和2年8月4日(火) |
| ②質問書の提出期限 | 令和2年8月6日(木) 17時必着 |
| ③質問に対する回答 | 令和2年8月7日(金) ながさき旅ネットに公開 |
| ④参加表明書の提出期限 | 令和2年8月11日(火) 15時必着 FAX可 |

※プロポーザルの参加者が4社以上の場合、書類審査を実施する。

書類審査を通過した応募者のみ、下記日程にて審査会(プレゼンテーション)を実施。

- | | |
|------------------------|------------------------------|
| ⑤企画提案書の受付期限 | 令和2年8月25日(火) 15時必須 |
| ⑥書類審査の結果通知 | 令和2年8月26日(水) |
| ⑦審査会(プレゼンテーション) | 令和2年8月27日(木) 13時45分から |

(2) お問い合わせ先・提出先

担当窓口：一般社団法人長崎県観光連盟 情報企画部 中原陽一、上杉太輝

住所：〒850-8570 長崎市尾上町3-1 (県庁舎5F)

電話：観光連盟 095-826-9407

FAX：観光連盟 095-824-3087

電子メール nakahara@ngs-kenkanren.com uesugi@ngs-kenkanren.com

(3) 企画提案書作成等に関する質問の受付

①提出方法

- ・プロポーザルに参加するにあたり、質問事項がある場合は、質問書(別紙様式1)をファックスまたは電子メールにより提出すること。
- ・提出先は上記(2)のとおり。
- ・送信後、提出先へ電話により着信の確認をすること。

②質問に対する回答

質問及び回答事項を取りまとめの上、一括して観光ポータルサイト「ながさき旅ネット」法人サイトに掲載 <https://www.nagasaki-tabinet.com/houjin/>

③その他

提出期限後の質問については、いかなる理由があっても回答しない。

(4) 参加表明書の受付

プロポーザルへの参加を希望する者は、次に掲げる書類を期限までに提出すること。なお、参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、令和2年8月24日(月)15時までに辞退届(様式任意)を提出すること。

①提出する書類

プロポーザル参加表明書(別紙様式2)

②提出方法及び提出先

上記(2)の担当窓口あてに持参又は郵送にて提出すること。

③提出期限

令和2年8月11日(火)15時まで(必着) FAX可

(5) 企画提案書及び見積書等の作成

企画提案書及び見積書は、次のとおり作成すること。

①企画提案書

企画提案書は、原則としてA4サイズ横、横書き、左綴じとし、以下の内容を記載すること。
枚数に制限はないがカラー片面印刷とすること。

企画概要	企画提案する内容全体の考え方、コンセプト等について記載すること。特にワークショップの運営から動画を制作するまでの一連の考え方を記載すること。
実施体制	本事業の全体責任者及び各業務の責任者、担当者を記載した体制図 従事予定者については、参考となる履歴、資格等がある場合はその旨を記載すること。
制作物の内容	6エリアの特徴などを理解した上で、動画コンテンツ案（テーマ含む）及びランディングウェブサイト案を記載すること。
プロモーション及び効果検証	・第1フェーズから第3フェーズまでの具体的なデジタルプロモーションの手法とKPIを記載すること。 ・デジタルプロモーションの効果検証を定期的実施し、施策のチューニングができる仕組みとその体制を記載すること。 ・プロモーション効果の見える化について具体的な手法を記載すること。
スケジュール	全体スケジュール及び進行管理について記載すること。
事業実績	過去に国又は地方公共団体、観光団体から受注した同様又は類似の事業実績がある場合は、その内容について記載すること。（国内外問わず）

②提案書の表紙には、宛名「(一社)長崎県観光連盟会長」、タイトル「GO TO トラベル」長崎県観光デジタルマーケティング業務企画提案書、提出年月日、会社名を記載すること。

③企画提案書は1者1提案のみとする。

④見積書（様式任意）

ア. 積算根拠が明確になるよう具体的に記載すること。

イ. 当業務にかかる取材費、交通費、食費、通信運搬費、事務経費その他必要と見込まれる経費は全て計上すること。

ウ. 宛名は一般社団法人長崎県観光連盟 会長 宮脇雅俊とする。

(6) 企画提案書の提出

①提出期限 令和2年8月25日（火）15時まで（必着）

②提出方法 持参又は郵送とする。あわせて企画提案書のデータを格納した電子媒体を一部提出すること。なお、郵送の場合は提出期限内に必着とし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。

③提出先 上記（2）の担当窓口

- ④提出物 企画提案書 6部
見積書 1部（正本1部）

（7）企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とする。

- ①企画提案書類に虚偽の記載をした場合。
- ②実施要領に反すると認められる場合。
- ③その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合。

5. その他

- ①企画提案書作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- ②提出期限後において、提出書類は理由の如何を問わず返却しない。
- ③企画提案書は、提出後の変更、差し替え及び再提出は原則として認めない。
- ④本提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- ⑤企画提案書の提出をもって、参加者が実施要領の記載内容を同意したものとみなす。
- ⑥プロポーザル参加により、長崎県観光連盟から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- ⑦提案内容に含まれている特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、プロポーザル参加者が負うものとする。
- ⑧委託契約期間のもとより委託契約期間終了後も、当業務で知り得た機密、個人情報等の取扱について厳守すること。

6. 著作権

- ①参加者の企画提案書の著作権は、参加者に帰属し、委託候補者の企画提案書の著作権は、委託契約締結時点で長崎県観光連盟に帰属するものとする。
- ②委託業務における著作権は、長崎県観光連盟に帰属するものとします。委託契約期間終了後、長崎県観光連盟が製作物を使用するに当たり制限がある場合には、企画提案書にその旨明記してください。

7. 受託候補者の選定

（1）審査方法

- ①企画提案書は、長崎県観光連盟が設置する審査委員会において、定められた基準により総合的に評価して順位付けを行い、1位となった参加者を受託候補者に選定する。
- ②審査は、提出された企画提案書の書類審査及びプレゼンテーション審査により行う。
- ③プロポーザルへの参加者が4者以上であった場合は、書類審査で一定数の者を選定し、その中からプレゼンテーション審査を行い、受託候補者を選定する。

（2）プレゼンテーション審査

- ①日 時：令和2年8月27日（木） 13時45分から
- ②場 所：調整中のため後日通知する。
- ③その他 詳細についてはプロポーザル参加者に別途通知する。

- ・スクリーン及びプロジェクターはこちらで準備する。
- ・プレゼンテーションでの説明時間は1者あたり25分以内とする。
- ・プレゼンテーション後、15分程度の質疑応答を行う。
- ・プレゼンテーションへの参加者は1者あたり3名までとする。
- ・プレゼンテーション当日の追加資料の配布は認めない。
- ・プレゼンテーションへの参加、企画提案に要する費用は参加者負担とする。
- ・見積金額が予算額を超えている場合は、審査の対象外とする。

(3) 審査基準

審査は、提案された企画内容等に対する技術審査及び見積価格に対する価格審査を実施し、この技術審査及び価格審査の結果から総合評価点を算出して受託候補者を決定する。

総合評価点の最も高い者を受託候補者とする。なお、総合評価点の最も高い参加者が2者以上あるときは、審査委員会で協議し、受託候補者を決定する。

①技術審査は200点満点とする。

評価項目	観 点	配点
企画概要	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的、趣旨を十分に踏まえた具体的で実効性の高い企画提案になっているか ・長崎県の観光素材の特色を理解した上で企画提案がなされているか ・幅広い知識や専門的なノウハウ等を活用した企画となっているか 	40
業務遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> ・実施体制及び役割分担、各担当者の業務実績が具体的に明示されているか 	20
制作物の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・動画コンテンツ制作の企画・構成案は単調な紹介映像ではなく視聴者を飽きさせないための演出や工夫が盛り込まれているか。 ・インターネット用動画広告に適した動画制作の考え方であるか。 ・ウェブサイト制作の企画案は、ユーザーの興味関心を喚起させるデザインであるか。 	50
プロモーション及び効果検証	<ul style="list-style-type: none"> ・ターゲットに応じた効果的なデジタルプロモーションを提案しているか、また、KPIは妥当か。 ・PDCAサイクルが効率的・効果的に回る体制であるか。 ・プロモーションの効果測定を踏まえた適切な分析を行うことが見込まれるか。 	50
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・国が実施する「GO TO トラベル」キャンペーンとの相乗効果が期待できるか 	20
事業実績	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を効果的に推進するだけの十分な事業実績があるか。 	20

②価格審査

価格審査は100点満点とし、次の算式により算出する

$$\text{価格点} = 100 \times (1 - \text{見積価格} \times 1.1 \div \text{予算額})$$

上記式により数値を算出し、小数点第1位まで（小数点第2位を四捨五入）

(4)選定結果は、速やかに文書で通知する。

8. 契約について

(1) 上記7の審査委員会において選定された受託候補者と契約締結の協議を行う。

(2) 契約締結の協議においては、企画提案内容をそのまま実施することを約束するものではなく、一般社団法人長崎県観光連盟と受託候補者が協議のうえ決定する。また、具体的な業務内容や進め方については、逐次、一般社団法人長崎県観光連盟と協議して決定する。

9. 附則

この要領は、令和2年8月4日から施行し、契約日の翌日にその効力を失う。